

令和5年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月7日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月9日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	3月9日 15時18分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城 政英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	新 城 米 広 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	医 療 保 健 課 長	山 城 直 也 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 城 篤 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和5年第2回伊江村議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月9日（木）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	議案第22号	伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第2	議案第23号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第24号	伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第4	議案第25号	伊江村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第5	議案第26号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第27号	伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第28号	伊江村畜産総合施設設置及び管理に関する条例の制定について
第8	議案第29号	伊江村畜産総合施設運営基金条例の制定について
第9	議案第30号	伊江村畜産総合施設の指定管理者の指定について
第10	議案第9号	令和4年度伊江村一般会計補正予算（第8号）（説明～採決）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、3日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議案第22号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第22号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

お配りしてありますA3横資料、地方公務員の定年引上げ等に関する制度概要を基に、今回の改正の内容を説明させていただきます。このA3の資料を御覧ください。

今回の地方公務員法の一部改正の趣旨といたしましては、少子高齢化が進む中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある定年迎える職員を最大限活躍してもらうため、また次世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが必要であることから、定年引上げに関する地方公務員法が改正されました。

地方公務員法等の一部改正を踏まえ、令和5年4月から地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に引上げられることに伴い、伊江村職員の定年引上げに関する関係条例の整備を行う必要がありますので、今回3月定例会にて、議案第22号から議案第25号まで関係条例を含め8条例、合計4つの議案を上程してございます。

先ほどのA3横資料、地方公務員の定年引上げ等に関する制度概要、まず1つ目に、定年の段階的引上げについて、御説明させていただきます。現行60歳の定年年齢を令和5年から2年ごとに1歳ずつ引上げ、令和13年度から全ての職員の定年年齢を65歳としています。

資料1ページの表を参考に御覧ください。職員の生まれ年によって黄色の色で記している年齢が現行の定年年齢で、赤字の年齢が今回改正されます定年が段階的引上げ期間中の定年年齢となっております。昭和38年生まれの職員は、令和5年度の退職予定から1年引上げられ、令和6年度の61歳が定年の年度となります。順番に昭和39年生まれの職員は、令和6年度に60歳を迎え退職予定でしたが、令和8年度の62歳が定年の年度となります。随時、昭和40年生まれの職員は、令和10年度の63歳が定年の年度、昭和41年生まれの職員は、令和12年の64歳が定年の年度、そして表の最後、昭和42年生まれの職員は、令和9年度に60歳を迎え退職予定でしたが、令和14年度の65歳が定年の年度となり、定年の段階的引上げの完成形となります。

続きまして2つ目、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入について、御説明させていただきます。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入します。管理監督職とは、管理職手当の支給を受ける職員と定めております。例えば課長職、保育所所長、各施設長などです。また、管理監督職として勤務できる上限の年齢を60歳と定め、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の職へ降任するとしております。なお、診療所において、医療業務に従事する医療職については、適用除外としております。

また、降任及び管理監督職への任用の制限の特例としまして、職務遂行上の事情、職務の特殊性または欠

員補充の困難性により定年退職日から1年を超えない範囲内で最長3年まで、引き続き管理職で勤務することができる特例が設けられております。

続きまして、資料の2ページでございます。3つ目に再任用制度関係について、定年前再任用短時間勤務制の導入について、御説明させていただきます。60歳に到達した以後、延長後の定年前に退職した職員について、定年前再任用短時間勤務制として、定年引上げ退職日までの間、短時間勤務で採用することができます。従前の勤務実績等の情報に基づく選考により、定年退職日まで勤務が可能となりますが、常勤職員への復帰はできません。

定年前再任用短時間勤務のイメージ図を御覧ください。例として、イメージ図の上段、60歳で退職、その後再任用短時間勤務職員へ任用された場合、60歳年度末に退職し、退職手当を支給され、61歳を迎える年度から65歳まで定年前短時間勤務職員として勤務することができます。資料1ページの定年の段階的引上げの年齢表を見ていただきまして、青色の色で記しておりますところが定年前短時間勤務職員として勤務可能となっております。

次に、暫定再任用制度の設定について、御説明させていただきます。現行の再任用制度を、定年の段階的引上げ期間中において、65歳まで年度ごとにフルタイム、または短時間で再任用できる制度となっております。令和13年度末まで、暫定再任用制度と名称を変えておりますが、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する制度です。暫定再任用は、従前の勤務実績等の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定めて勤務が可能となります。

暫定再任用のイメージ図を御覧ください。暫定再任用の対象者として、①から③の例を載せております。①令和5年4月1日以降に定年退職した者、②定年前再任用短時間勤務職員として採用後、任期満了した者、③25年以上勤務後退職した者で、退職日の翌日から5年経過していない者。例として、①で昭和40年生まれの職員を例として表記しています。定年引上げによる63歳で退職し、64歳以降、1年更新で暫定再任用として勤務することが可能となります。また、資料1ページの定年の段階的引上げの年齢表を見ていただきまして、オレンジ色で記しておりますところが暫定再任用職員として勤務可能となっております。

続きまして、資料の3ページ、4つ目に給料月額7割措置についてです。当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、60歳時の7割水準とすると定められております。(1)役職降任がない管理監督職以外の職の場合について、令和5年度給料表行政職4級88号給、給料月額37万9,000円の60歳の課長補佐が、次年度常勤職員で継続した場合、令和6年4月1日以降の給料月額は37万9,000円の70%で26万5,300円となります。次に(2)役職定年により降任した管理監督職の場合について、令和5年度給料表行政職6級65号給、給料月額40万5,000円の60歳の課長が、次年度常勤職員で継続した場合、①に記しております役職降任後、給料表行政職4級93号給、給料月額38万1,000円の主査へ降任し、令和6年4月1日以降の②に記しております給料月額は38万1,000円の70%で26万6,700円となりますが、降任と7割措置と二重に引き下げられることになるため、4月1日以後、7割措置の給料月額のほか、管理監督職勤務上限年齢調整額として、降任前の給料月額の70%の28万3,500円から、降任後の給料月額の70%の26万6,700円の差額1万6,800円を降任後の給料月額の7割に調整額として加算し、降任前日の給料月額の7割相当になるよう調整して支給することとしています。つまり、課長職から主査職へ役職降任しても、役職降任前の課長職時の給料月額の7割は保障されて支給されることとなります。

続きまして5つ目に情報提供・意思確認制度の新設についてです。任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとしています。下の勤務形態のイメージ図を御覧ください。59歳の職員に対し、59歳の年度末まで定年延長後について、情報提供・意思確認を行います。継続して勤務する場合、条例

に定める特例により、管理監督職のまま引き続き勤務する方法。管理監督職から降任し、非管理監督職として引き続き勤務する方法。非管理監督職は、非管理監督職として引き続き勤務する方法、または退職して定年前、再任用短時間勤務職員として勤務する方法。伊江村役場から離れ、第2のステージへ進む方法など、本人の意思確認を行います。この条例が交付された後、令和4年度末までに該当者へ定年引上げに係る情報提供及び勤務の意思確認を行う予定としております。

なお、この条例の施行期日は、令和5年4月1日と規定しております。

改正内容につきましては、総務課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは新旧対照表を用いて、御説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

条例の構成を章立てに改め、目次及び各章を次のとおりと定めてございます。目次、第1章 総則（第1条）、第2章 定年制度（第2条―第5条）、第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）、第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）、第5章 雑則（第13条）、附則で構成してございます。

第1章で、総則に関することを規定し次のとおり改正してございます。まず第1条については、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用、短時間勤務制の導入に伴い、条例で引用する根拠規定の改正となっております。第2章、定年制に関することを規定し、次のとおり改正してございます。まず3条については、職員の定年は年齢「60年」から「65年」に改める改正を行っております。なお、段階的に定年を引き上げる令和5年度から令和12年度までの間における定年の経過措置については、制定附則にて追加規定してございます。第4条、定年による退職の特例について、これまで条文の勤務の延長について、必要な文言を整備し、ただし書きを新たに追加してございます。第4条第1項各号及び第2項から第4項につきましては、これまでの定年等に関する条例内容を今回の定年延長の改正内容に伴う、必要な文言の整備を行ってございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。第3章で管理監督職勤務上限年齢制に、すなわち役職定年に関することについて、新たに追加してございます。第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当の支給を受けている職員の職とする。と定めており、診療所において、医療業務に従事する医師職を除く。と定めてございます。

新旧対照表の3ページをお願いします。管理監督職勤務上限年齢制は、年齢60年とする。と規定してございます。第8条については、役職定年により他の職へ降任等を行うに当たって、遵守すべき基準を定めてございます。任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職へ降任等を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条の第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならないと規定してございます。職員の人事評価の結果または職務経験等に基づき、降任または転任をしようとする職員について、適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。また人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うことなどを基準として遵守しなければならないと定めてございます。続きまして第9条、管理監督職勤務上限年齢制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について、規定してございます。9条第1項、任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない範囲で、当該異動期間を延長し引き続き当該管理監督職を占める職員に、占めたまま勤務させることができると規定してございます。

4ページをお願いいたします。9条第1項各号に掲げる高度の知識、技能または経験を必要とするもの。

勤務条件に特殊性があり、容易に欠員補充が困難である場合や、業務遂行上重大な障害となる特別な事業がある場合において、公務の運営に著しい支障が生ずる場合における異動期間の延長が可能となることを定めてございます。9条の第2項については、第1項に関する特例の異動期間の延長の再延長について規定してございます。9条第3項、第4項については、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他特殊な事情がある管理監督職として、特定管理監督職群について、規定してございます。また引き続き、必要と認められる場合は、上限として定年年齢日までの期間、異動期間を再延長して勤務させることができると定めてございます。

新旧対照表の5ページ、第10条については、異動期間の延長等に係る職員の同意についてを規定してございます。任命権者は、異動期間を延長する場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないと定めてございます。第11条については、異動期間を延長事由が消滅した場合の措置としまして、任命権者は、異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職へ降任等をするものとする規定してございます。続きまして第4章では、定年前再任用短時間勤務制について、新たに追加してございます。第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用について、年齢60年に達した日以後、退職した者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。と定めてございます。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職相当日を経過した者であるときは、この限りではない。と定めてございます。

6ページをお願いします。第5章雑則について、第13条では、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めると、規則への委任を規定してございます。続きまして制定附則の第2項を制定附則に次の2項を加える改正を行ってございます。第3項定年に関する経過措置としまして、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定、定年年齢65年の適用については、別紙の表のとおり示しているとおりになっておりますので、御確認をお願いいたします。第4項情報の提供及び勤務の意思の確認に関する経過措置でございます。任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する年度の前年度に当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容を、その他必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めなければならないと定めてございます。

新旧対照表の7ページ、附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行するとしており、ただし書きについて、令和3年改正法附則第2条第3項の規定にて、令和6年3月31日までの間に60年に達する職員に対し、60歳に達する前年度までに情報提供及び勤務の意思を確認するよう努めると規定されているため、この条例が公布された後、令和4年度末までに、令和5年度末をもって60歳を迎える当該者へ定年引上げに係る情報提供及び勤務の意思確認を行う予定としてございます。また、再任用の経過措置において、定年の段階的引上げ期間の期間中の令和13年度末まで、現行の再任用制度について、暫定再任用制度と名称を変え、常時勤務を要する職または短時間勤務の職へ採用などのほか、勤務延長に関する経過措置を定めてございます。

以上で、議案第22号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

今回の定年引上げに関する条例について、御質疑させていただきます。今回の職員の定年引上げにより今、人件費の増大が想定されるわけですが、国からの財政措置が講じられるというようなことはあるのでしょうか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

今現在、私どもが持っている情報の中では財政措置が行われるような情報はまだ手元には届いておりません。現段階では財政措置等が行われたいのではないかとこのように考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

今回の人件費の増大については、財源措置が講じられることは、情報が入っていないということですが、村の財政負担が増えるかと思いますが、それと定年引上げによって、新規採用が抑制されますと、年齢別の職員構成にゆがみが生ずることになります。今後の業務量の推移ですとか、年齢構成の平準化を見据えた計画的な新規採用を行っていただきたいと思っております。今、担当課につきましては定員管理、人事管理で大変苦慮されていると思いますが、意欲ある若者が役場職員として、その能力を十分に発揮し、活躍できる機会をぜひ与えていただきたいと思っておりますが、この新規採用については、今後どうなるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

議員お説のとおり、この辺も本当にどうなるのかと今、心配しているところではございますが、ただ職員におかれましても60歳を過ぎて、65歳までの間、どのようなライフスタイル、生活をしていくかというのもまた一つの同じ働いている仲間としての心配なこともございます。そういうこともありますので、まずは60歳に達する前年度に、職員への意思確認を行うことができますので、しっかりと退職を迎える職員の意思確認をさせていただきまして、その意思のもとにその翌年の採用計画を、しっかりと立てていきたいというふうに今、考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

ぜひ、この新規採用についても、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。先ほどもございましたが、今回の制度の見直しにつきましては複雑、高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢期の職員にその豊富な知識、技術、経験等を最大限に活用して、能力を十分に発揮していただいて、より質の高い行政サービスを提供するという事は承知しております。若手とベテランが協力して、地域の様々な行政課題に的確に取り組める機会になることを期待しております。今後につきましてもぜひ、この定年を迎える職員に丁寧な御説明と、それとまた新規採用に向けては、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

今後、村の人材育成を含めて、やはり若い人たちが島に戻って、そして働いていただくということは非常

に大事なことなので、確認ですが、定年されて、暫定再任用で働いてもうちの定数条例にかからない。定数外なので、その分どうするかということになると、今は会計年度任用職員がたくさんいますが、会計年度任用職員をできるだけ減らしていきながら、やはりベテランの皆さんを仕事をしてもらおうという方向にやっていけば、今年度例えば5人定年しますよということについては、暫定再任用でやってもらって、これ定数とは関係ないので、その分今は業務量が多いので会計年度任用職員を雇っていますが、その部分で調整をさせていただいて、新たに採用試験をして、新しい人たちをどんどん入れてくるということについては、今後定員管理、あるいは計画の中で、職務の業務量でもって調整していくことは可能なかなと思っていますので、今宮城議員が御心配されていることについては、私たちも非常に懸念をしているところですので、若い人たちが島に来て頑張ってもらいたいような環境づくりについては、しっかりと整えていけるように努力していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第23号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第23号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員に係る給与に関する措置を講ずるため、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、改正内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

新旧対照表において、各条文の御説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。制定附則に、次の7項を加える改正を行っております。第6項では、給与月額7割措置の導入に伴う経過措置を規定してございます。当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第

5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とすると定めております。7項では、前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。と定め、第1号では、臨時的任用職員その他法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員。第2号では、診療所に勤務する医師である職員。第3号では、役職定年の特例により、引き続き管理監督職を占める職員と規定してございます。第4号では、勤務を延長している職員と規定してございます。第8項では、管理監督職勤務上限年齢調整額に関する経過措置について規定してございます。

新旧対照表の2ページをお開きください。第9項では、管理監督職勤務上限年齢調整額の上限額について規定してございます。前項の規定による給与の額と当該給与を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給与月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とすると定めてございます。第10項、第11項は管理監督職上限年齢調整額の準用に関する経過措置を規定してございます。第12項については、給料月額7割措置、管理監督職勤務上限年齢調整額、その他規定の施行に関し必要な事項を附則で定めると規定してございます。

新旧対照表の3ページをお開きください。第4条関係、別表第1、行政職給料表及び別表2、医療職給料表（2）を別紙のように改める改正をしておりますが、現行の給料表において、職員の区分または再任用職員の給料表が不足のため、今回新たに追加し、定年前再任用短時間勤務職員に改めて給料表を追加する改正でございます。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。改正附則にて、この条例は、令和5年4月1日から施行すると定めてございます。経過措置といたしまして、暫定再任用職員については、現行の再任用短時間勤務職員と同様に育児休業条例の規定を適用することを定めてございます。

以上で、議案第23号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、育児休業および育児短時間勤務をすることができない職員を新たに追加するため、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、改正内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

新旧対照表を用いて御説明申し上げます。新旧対照表の1ページをお願いします。第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、第3号定年条例第9条第1項から第4項までの規定により、異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員。第10条の次に1号を加える。第3号定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員。第2条第3項第10条第3項では、管理監督職上限年齢制の創設に伴い育児休業をすることができない職員に、特例任用されている管理監督職を追加する改正でございます。

附則にて、第1条この条例は、令和5年4月1日から施行すると定めてございます。第2項については、育児休業短時間勤務を行う職員の給与について、今回給与条例の制定附則に追加しました給与月額7割の水準を基に、給与月額を算出する旨の規定となっております。

以上で、議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号 伊江村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第25号 伊江村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等の関係条例を整備するため、各条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

今回審議していただきます伊江村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、第1条伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、第2条伊江村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、第3条伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第4条伊江村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、第5条伊江村職員の再任用に関する条例の廃止。

以上、関係条例5条例の一部改正、廃止について、御審議をお願いいたします。また、本条例案の第4条伊江村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正の中で、先ほど御審議いただきました議案第22号 伊江村職員の定年等に関する条例に関する引用規定があり、この条例番号を記載すべきですが、公布手続の関係で条例番号が定まっておらず、「伊江村条例第〇号」と記載しておりますので、御了承ください。なお、改正内容につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく御審議ください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは新旧対照表を用いて、各条文を御説明させていただきます。新旧対照表の1ページ、第1条関係、伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について、改正内容につきましては、管理監督職、勤務上限年齢制の創設に伴い、降級の種類に当該管理監督職勤務上限年齢制による降級を加える改正を行っております。制定附則については、3項で降級の種類に関する経過措置といたしまして、当分の間、降級の種類に給料月額7割措置による降級を加える改正で、第4項で改正と、4項では分限処分は、職員に書面を交付して行わなければならないと規定しており、定年引上げに伴う給料月額7割措置による降級の場合には適用除外とするものを加える改正を行っております。

新旧対照表の3条第1項中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改め、同条第2項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、」を「該当し、」に改め、同項各号列記以外の部分中「とき」を「場合」に改める改正を行っております。

附則に次の3項を加える改正を行っております。第3項伊江村職員の給与に関する条例（昭和58年伊江村条例第2号）附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは「並びに伊江村職員の給与に関する条例附則第6項の規定による降級とする」とする。第4項第4条第2項の規定は伊江村職員の給与に関する条例附則第6項の規定による降級の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用による給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。第5項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降級については、この条例の規定を準用する。

2ページをお願いいたします。第2条関係、伊江村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正内容につきましては、給料月額7割措置の創設に伴い、減給額の取り扱いを明確にするため条例を改正いたします。第3条中、「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。と規定しています。と定めております。続きまして第3条関係、伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正内容につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度が廃止され、条例で引用する条項を改めております。第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めます。

対照表の2ページお願いします。第4条関係、伊江村職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の改正内容につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴い、派遣をすることができない職員として特例任用されている管理監督職を追加する改正でございます。第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。第5号伊江村職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間も含む。）を延長された管理監督職を占める職員。

附則に次の1項を加える改正を行っております。（経過措置）といたしまして、第5項伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年伊江村条例第〇号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、伊江村職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。と定めてございます。

続きまして第5条でございますが、新旧対照表から改正文に戻っていただきまして、改正文の2ページでございます。第5条関係、第5条、伊江村職員の再任用に関する条例の廃止について、定めてございます。地方公務員法の改正に伴い、現行の再任用制度を廃止してございます。

附則にて、この条例は、令和5年4月1日から施行する。と定めてございます。

以上で、議案第25号 伊江村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時01分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

その前に副村長から訂正がございますので許します。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内間 常喜 君

先に御審議いただきました議案第22号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての制度概要、A3版の概要の中で私、診療所において、医療業務に従事する「医療職」と申し上げたようですが「医師職」ですので、訂正しておわびしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政雄 君

日程第5 議案第26号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内間 常喜 君

議案第26号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

国、県の人事院勧告等に基づき伊江村職員の給料表の引き上げたことを考慮し、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の給与についても、同様に引き上げる必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議ください。

○ 議長 渡久地 政雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

それでは新旧対照表を用いて御説明申し上げます。別表、事務職に従事する者の項上限月額欄中「18万2,200円」を「18万5,200円」に改め、同表中「21万3,000円」を「21万6,000円」に改め、同表医療業務に従事する者の項上限月額欄中「24万800円」を「24万4,100円」に改め、同表単純な労務又は作業に関する者の項上限月額欄中「16万5,900円」を「16万9,800円」に改める。改正でございます。

申し訳ございません。医療職の欄中「24万4,100円」に改め、次に、教育業務に従事する者の項上限月額欄中「21万3,000円」を「21万6,000円」に改め、同表単純な労務又は作業に関する者の項上限月額欄中「16万5,900円」を「16万9,800円」に改める改正でございます。附則におきまして、この条例は、令和5年4月1日から施行したいと思います。

以上で、議案第26号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時15分)

再開します。

(再開時刻11時19分)

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

これ賃金改定は、ほとんどが3,000円程度なんですけど、「3,000円」から「3,300円」、「3,960円」が最高で、これは何を根拠にした賃上げですか。

○ 議長 渡久地 政雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

議案の説明で冒頭、副村長からありましたように、国、県の人事院勧告に基づいて、伊江村職員の給与も改正してございます。これに基づいてまた会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正につい

て、提案させていただいているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

私は人事院勧告についてはわかりませんが、今の物価高で相当な値上がりしているんですが、そういう情勢は、経済情勢については反映されているんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

従来、伊江村役場の人件費、給料に関しましては、これまで国、県の人事院勧告に基づいて給与改定をしてきているところでございまして、企業とかでしたらスピーディーに賃上げとかがあったりするのかなというふうに報道とか見ても思うんですけども、実際の職員についてはやはり国、県の動向、国、県の人事院勧告、そういったものが大きく反映してきますし、伊江村の場合もそのように適用してきた過程がございますので、その議員がおっしゃる部分について、反映されてはおりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第27号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、伊江村国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。国保加入世帯に係る出産育児一時金につきまして、現在42万円の支給がありますが、全国的に出産費用が上昇している状況にあり、その費用負担を軽減する観点から総支給額を「50万円」に引き上げるとされたための改正でございます。

なお、詳細につきましては、住民課長が御説明いたしますので、よろしく御審議ください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。今回の改正は、先ほど副村長からもありましたとおり、出産育児一時金の総支給額において、現在「42万円」の支給がございましたが、今回の施行令の改正により総支給額が「50万円」に引き上げされたことによる条例改正であります。先に、本日配布しております議案第27号の説明資料を御確認いただきたいと思います。

従来からの制度として国保加入世帯の出産育児一時金につきましては、資料中段の表の右側の合計額「42万円」の支給があります。今回国において、子ども・子育て支援の充実における足元の課題として、増加する出産費用の負担軽減を図る観点から、総支給額を改正し50万円に引き上げることとされました。出産育児一時金の内容につきましては、2項目ありまして、資料中段の表、出産育児一時金と、※2にある出産育児一時金加算額という内容があり、この2つを合計して「50万円」となります。※2の出産育児一時金加算額は、令和3年12月議会において改正され、今回は改正を行わず上段の出産育児一時金を引上げ、総支給額を増額する内容となっております。その点を踏まえまして、新旧対照表を御確認いただきたいと思います。

新旧対照表1ページ、第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めます。附則として第1項で令和5年4月1日から施行するとします。第2項でこの条例の施行の前日の出産に係る伊江村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとします。出産育児一時金の支給実績としましては、令和3年度で8件、今年度2月末現在で5件の支給実績がございます。以上で、議案第27号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

この対照表の36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2,000円を上限として加算するという文言があるんですけども、これ加算された人がいるのかどうか、その状況。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

この加算額は基本1万2,000円は、つきます。この1万2,000円の加算額というのは、産科医療補償制度という制度がございまして、説明資料の※2一番下のほうの、出産育児一時金加算額ということで、分娩の際、生まれてきた子供が重度脳性麻痺になった場合の経済的負担の補償や原因分析、再発防止を図る制度。全国の分娩機関の99.9%が、当該制度に加入しているということで、実質的に加算されて支給されるということになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

1万2,000円も当然、全員に加算されているということですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

議員、お説のとおりでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時29分)

再開します。

(再開時刻11時32分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号 伊江村畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第28号 伊江村畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、伊江村畜産総合施設の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、農林水産課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは伊江村畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定についての、条文に基づき御説明申し上げます。

第1条では、本条例制定の趣旨として、地方自治法第244条の2第1項に基づき、伊江村畜産総合施設の設置及び管理について、必要な事項を定めると規定しております。第2条では設置として、肉用牛の繁殖生産事業及び肥育事業の支援を図るため、高い品質の肉用牛を安定的に市場へ供給する生産基盤を確立するため、畜産総合施設を設置すると規定しております。第3条では、名称及び位置について、第4条は指定管理者による管理等を規定しており、第3項で指定管理者は伊江村の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、指定された者とする規定となっております。第5条では、指定管理者の選定として、第4条第1項の規定に基づく指定管理者に設置の管理を行わせようとするときは、手続条例第4条及び第5条の規定により施設の指定管理者を選定するものと規定しております。第6条、1項で指定管理者が行う業務の範囲を第1号から第6号まで規定しており、第1号では畜産総合施設の利用預託料金の決定、改定及び収受に関する業務。第2号では、畜産総合施設の利用に関する業務。第3号では、畜産総合施設の運営及び維持管理に関する業務。第4号では、畜産総合施設の現状回復に関する業務。第5号では、その他畜産総合施設の管理運営上必要な業務。第6号で、前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務と規定しております。

ページをめくっていただきまして、第7条は利用の許可、第8条1項は、施設の利用に関わる料金として、

法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものと規定しており、第2項において、利用料金は法第244条の2第9項の規定に基づき、村長の承認を得て指定管理者が定めるものと規定しております。なお、本施設の預託料金等の設定につきましては、これまで畜産総合施設整備検討委員会並びに伊江村畜産総合施設整備等運営委員会にて、施設利用形態に応じた各種料金の精査を行いながら、去る令和5年2月3日に生産者説明会の開催を通じて、畜産農家に広く周知を図ってきたところでございます。第9条では、目的外使用の禁止。第10条で原状回復の義務。第11条で損害賠償を規定しております。第12条では、事業収支報告及び計画書の提出を規定し、規則の定めるところにより、施設の運営と維持管理、稼働状況、利用料金の収受並びに収支に関する報告及び次年度における事業収支計画書の提出等を規定しております。第13条は、委任規定として、この条例及び手続き条例に定めるもののほか、畜産総合施設の管理に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、附則としてこの条例は、令和5年4月1日から施行すると規定しております。以上、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今、6条の第1項の畜産総合施設の利用預託金の決定、改定及び収受に関する業務とあります。この利用委託料の決定というのと、次のページの8条の第2項、利用料金は法244条の2第9項の規定に基づき、村長の承認を得て指定管理者が定めるものとするというふうになって、何か指定管理者がこの料金決定には強いというか、権限というのがあるような気がしてならないです。例えば村長が管理者と協議して決めるとか。そういう文言だったら村長が権限が強くなるのかと、私の個人的な考え方ですよ。預託金に料金を預けたような、任せたような条例になっているという気がしてならないんですけど、どうですか。私は畜産農家の権利を守る。そういう料金を勝手に管理者が決めてはいけないんだということから、承認を得てとはなっているけれども、承認を得てというのは、向こうが決めてきてから「じゃあそれでいいですよ」「だめです」ですよ。そうじゃなくて、料金決定については、あくまでも村長が当事者、責任者になるべきじゃないかと思って今、気になって質疑しているんですけども、その辺どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

指定管理者制度自体は、平成15年の地方自治法の法改正によって、通常公の施設は委託が中心だったものが、業務の範囲を定めることによって、民間の活力を活用して、ある程度権限を民間に持たすという趣旨で改定されたものと理解しております。もちろん公の施設ですので、行政は丸投げするわけにはいきません。そのためにも、指定管理者を選定する段階において、公募による方法もございますが、最も地域において有利だと考えられる業者を、あらかじめ今回のようにJAということに指定することも法律で妨げられていない状況であることから、今回の事業計画書等を提出していただいて、そして料金の積み上げを利用契約書を事前に提出して、指定管理者をあらかじめ村で内定するということは、法律上やらないといけないので、今回、畜産総合施設の運営委員会などにおいて、金額の積上げを何度も何度も確認をして、今回の1頭当たりの預託料金というのをある程度、村でも確認チェックをして、指定管理者を村として決めていきます。この利用料金の決定の方法については、地方自治法上、市町村に申請しなさいというふうになっています。伊江村の指定管理者手続条例でも申請して承認を受けなさいという決まりになっているので、指定管理者の選定がしっかり決まった後に、定められた様式において、預託料金を申請してもらって、もちろん現在の価格はこ

れまで話し合ってきて積み上げた金額なので、承認することになると思うんですが、もちろんこの値下げを
するとか、値上げをするとかという新たな料金が出てきたときには、その都度、事業計画書を精査しながら、
この金額が妥当なのかというのを適宜確認してチェックして、しっかり農家の負担にならないように利用料
金というのは承認していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

説明を聞いて「そういうものかな」というふうな感じはしているんだけど、改定というのはそんな
ないと思うんだけど、相当いろんな資産、いろんな状況、ほかのところも見られて今度、料金を決定さ
れていると思うので、そんなには急激な改定はないと思うんだけど、まず改定があるとすれば、農家の
皆さんの負担にならないような、不利にならないようなというのか、そういう面を十分に勘案して、村が主
導権を持って改定にはあたっていただきたいということを希望いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

第12条について伺います。指定管理者は、指定管理期間に定める各年度終了後、3か月以内に規則に定め
るところにより、事業収支報告書及び翌年度の計画書を作成し、村長に提出しなければならないという規定
があります。条文があります。これはゴルフ場を運営するときも、こういう文言が入っていたんです。今回
の場合、指定管理者のJAが基金まで村と一緒にあって積み上げると。ということは、これは村とJAの第
三セクターなのかということが考えられるんですが、そういうことですか、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

特別に第三セクターを別途設置して運営するのではなくて、JAおきなわが指定管理者となるということ
になります。第三セクターを別途、設置されるわけではございません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

第12条について、この指定管理、農協が指定管理を受けていることについて、ほかの施設も指定管理を受
けているところがあると思うんですが、これはこういう規定がありますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

ただいまの議案は、畜産総合施設の設置及び管理に関する条例ということで御説明申し上げて、この12条
に3か月以内に事業収支報告書及び計画書を提出しなければならないと書いてあるんですが、その基になる
のが、平成16年に伊江村公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例、略して手続条例というの
が定められておりまして、その11条のほうに指定管理者に対して、村長に事業報告書の作成及び提出をさせ
るというふうに求めておりますので、基本的に畜産総合施設に関わらず、事業の報告書の作成及び提出は、
既存の手続条例において求められているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

私は出荷場の冷蔵庫の故障について、一般質問で取り上げたことがありました。出荷場についても農協の指定管理を受けているんです。出荷場についても事業報告書、それから計画書は出されていますか、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

農林水産課ということで、お答えすると指定管理の施設が幾つかございますが、これまでの状況においては、JA全体の計画が定められた事業計画であったり、総会資料による事業の実績が提出されているところでもあります。それによって確認を取るという形をとっていたんですが、この指定管理をしている施設ごとの個別のものというものは、これまで提出されていない状況であったことから、今後こちらは施設ごとに収支がしっかり分かるように、JA全体の伊江支店ではなくて、事業計画書及び事業が終わった後は年度で、事業の報告を求めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第29号 伊江村畜産総合施設運営基金条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第29号 伊江村畜産総合施設運営基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしまして、伊江村畜産総合施設の経営の安定と円滑な運用を図るために、本条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、農林水産課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

伊江村畜産総合施設運営基金条例の制定についての条文に基づき、御説明申し上げます。第1条は設置であります。伊江村畜産総合施設の経営の安定と円滑な運用を目的に、施設運営及び維持管理等に要する財

源に充てる資金を積み立てるための旨を記載しております。第2条につきましては、基金の積立てに関する事項、積立てる額については、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めるということを記載しております。なお第3条の運用、第4条の管理、第5条の運用益金の処理、第6条の処分までの流れにつきましては、基金を設置する際の条例措置として基本的に定める事項をそれぞれ定めてございます。第7条につきましては、委任規定として、基金の管理を定める事項について記載をしております。

附則では、この条例は、令和5年4月1日から施行するということを定めております。以上で、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江村畜産総合施設運営基金条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江村畜産総合施設運営基金条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号 伊江村畜産総合施設の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第30号 伊江村畜産総合施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

伊江村畜産総合施設の指定管理を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 伊江村畜産総合施設、位置 伊江村字東江上1061番地の1。
2. 指定管理者に指定する者、那覇市壺川二丁目9番地の1、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長 前田典男。
3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までと定めて指定をしていきたいと考えております。

以上、提案理由とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第30号 伊江村畜産総合施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 伊江村畜産総合施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時57分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

日程第10 議案第9号 令和4年度伊江村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第9号 令和4年度伊江村一般会計補正予算(第8号)の提案理由を申し上げます。

令和4年度伊江村一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによりたいと思います。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,414万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,898万4,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によりたいと思います。

5ページをお開きください。第2表 地方債の補正につきましては、1節の過疎対策事業債で5,500万円の減額補正、550万円の減額補正、7節の臨時財政対策債で623万5,000円の補正減、10節辺地対策事業債で1,960万円の補正減、13節については、補正額ゼロでございます。補正額のトータルで3,133万5,000円を補正減し、限度額を合計で4億3,666万5,000円に定めたいと思います。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、起債のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

なお、各予算につきまして、事項別明細書をもって各担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目個人206万円の増額です。現年課税分の増額は徴収率見込みによる増額でございます。2目法人184万1,000円の増額です。当初予算計上時において、コロナの影響による減収を予想しておりましたが、前年度並みに推移している状況でございます。収納実績に伴う増額です。

次の2ページをお願いします。1款2項1目固定資産税21万6,000円の減額です。2節、細節1. 滞納繰越分は、今年度の滞納繰越の徴収率見込みによる減額です。滞納整理事務を行うにあたり徐々に納税能力が厳しい滞納者が残っているための減額です。

次の3ページをお願いします。1款3項2目環境性能割60万円の減額は、軽自動車の車両購入時に係る税で、課税台数の減数見込みによる減額です。3目種別割3万3,000円の減額は、滞納繰越分の徴収率見込みによる減額です。

次の4ページをお願いします。1款5項1目鉱産税10万円の減額は、今年度の実績見込みによる減額です。

次の5ページをお願いします。2款4項1目航空機燃料譲与税3万9,000円の増額は、県の概算見込み

よるものです。

次の6ページをお願いします。3款1項1目利子割交付金5万6,000円の減額も、県の概算見込みによるものです。

次の7ページをお願いします。4款1項1目県民税配当割市町村交付金30万5,000円の増額も、県の概算見込みによるものです。

次の8ページをお願いします。5款1項1目県民税株式等譲渡所得割市町村交付金38万8,000円の増額も、県の概算見込みによるものです。

次の9ページをお願いします。6款1項1目法人事業税交付金20万1,000円の増額も、県の概算見込みによるものです。

次の10ページをお願いします。7款1項1目地方消費税交付金549万2,000円の増額です。細節1. 細節2. ともに県の概算見込みによるものです。地方消費税につきましては、県税収入ではありますが、県では徐々に経済活動が回復したことにより、商品販売などの取引料が増加すると見込んでいるための増額です。

次の11ページをお願いします。8款1項1目ゴルフ場利用税交付金50万8,000円の減額は、県の概算見込みによるものです。

次の12ページをお願いします。9款1項1目環境性能割交付金40万5,000円の増額も、県の概算見込みによるものです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

10款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金128万円の減額については、去る第1回伊江村議会臨時会において、誤って補正計上をした助成交付金を減額補正する措置でございます。大変申し訳ございませんでした。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳入14ページ、14款2項1目民生費負担金28万5,000円の減額です。1節細節102. 職員給食代28万円の減額は、保育職員19人、会計年度任用職員36人の給食代で、実績見込みによる減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

7節軽度生活援助負担金の5,000円の減額は、利用実績に基づいての減額です。お1人さまの利用でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳入15ページ、15款1項2目民生使用料23万円の減額は、1節、細節101. 保育所使用料は、実績見込みによるもの。細節103. 保育士住居使用料は、当初保育士6人の入居を予定して計上しておりましたが、5人の入居となりましたので、実績見込みにて減額します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸人 君

4目商工使用料80万6,000円の減額は、細節103. 109. とともに新型コロナウイルスの影響により、一定期間減免措置を行ったため補正減してございます。

○ 議長 渡久地 政雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷 兼清 君

歳入16ページをお願いします。15款2項1目総務手数料44万7,000円の減額です。1節徴税手数料は22万9,000円の減額で、細節101. 104. とともに窓口収納実績見込みによる減額です。2節戸籍住民基本台帳手数料の21万8,000円の減額も、102. 103. それぞれ窓口実績見込みによる減額計上であります。

○ 議長 渡久地 政雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

4目農林水産手数料459万6,000円の減額は、1節細節102. 堆肥販売料と細節103. 配達散布料について、令和4年7月より肥料高騰に伴う農家支援策として、堆肥の販売額を半額助成、配達料を無料にしたため、実績見込みによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城 米広 君

歳入17ページ、16款1項1目民生費国庫負担金880万4,000円の減額は、2節及び6節は、国の交付決定による減額、8節、細節101. 370万円の減額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業での50万円の減額と、住民税非課税世帯と臨時特別給付金事業320万円の減額の合計した金額となっており、ともに国の交付決定による減額補正でございます。

歳入18ページ、2項1目民生費国庫補助金467万6,000円の減額は、1節、細節101. 地域型保育事業補助金300万7,000円の減額につきまして、小規模保育園の事業実績算定見込み書に基づき、国の交付決定による減額です。細節104. 預かり保育施設等利用補助金166万9,000円の減額は、幼稚園での預かり保育の施設と利用料の実績見込みによる、国の交付決定に伴う減額です。

○ 議長 渡久地 政雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山城 直也 君

2目衛生費国庫補助金、1節、細節102. は実績見込みによる85万6,000円の金額です。令和4年度は、コロナワクチン接種ですけれども、集団接種6回、個別接種3回を実施しております。

○ 議長 渡久地 政雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知念 利次 君

3節清掃費国庫補助金66万4,000円の減額は、細節101. 合併処理浄化槽設置事業補助金は、実績による減額補正でございます。

○ 議長 渡久地 政雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

3目農林水産業費国庫補助金6,094万7,000円の減額は、3節、細節103. 陸上養殖場施設整備事業の入札

等の実績に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

6目特定防衛施設対策交付金969万1,000円の減額は、2節細節101. 総合運動公園整備事業、野球場サブグラウンド整備事業の土木工事实績及び建築工事の令和5年度への移行に伴う減額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

7目総務費国庫補助金250万8,000円の増額です。1節総務費補助金のうち、細節102. の10万9,000円の減額は、戸籍システム改修に係る補助金で全額補助で実施するものです。歳出実績に伴っての減額でございます。整備後は、他市町村の戸籍情報の参照や戸籍の広域交付が可能になります。繰り越し予定で、令和5年中に整備とテスト運用、令和6年度から本格運用を予定しております。細節103. の36万1,000円の減額は、マイナンバーカード交付促進のための会計年度任用職員の人件費や職員の超勤手当分に係る補助金で、歳出実績による減額です。令和5年1月末現在のマイナンバーカード交付率は71.4%であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

同じく1節、細節202. 297万8,000円につきましては、事業実績による国の追加交付に基づく16事業の計上分の追加分でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 大城 篤君。

○ 農業委員会事務局長 大 城 篤 君

19ページ、3項3目農林水産業費委託金9万円の増額は、1節農業者年金事務委託金の交付決定による増額であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳入20ページ、17款1項1目民生費県負担金194万6,000円の減額です。国庫負担金同様2節及び5節ともに県の交付決定に伴う増減抑制でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 大城 篤君。

○ 農業委員会事務局長 大 城 篤 君

3目農林水産業費負担金129万5,000円の増額については、1節農業委員会交付金、細節101. 農業委員会組織関係交付金44万2,000円と、細節102. 農地利用最適化交付金85万3,000円の増額についても、交付決定による増額であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

21ページでございます。17款2項1目総務費県補助金1,070万円の減額でございます。1節、細節102. 沖

縄振興特別推進交付金1,124万5,000円の減額につきましては、各事業の事業費の確定に伴う変更交付決定通知に基づく計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

細節104. 地方バス運行対策補助金54万5,000円の計上は、県からの追加交付による計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

2目民生費県補助金585万2,000円の減額です。2節、細節106. 子どもの貧困対策推進交付金271万円の減額は、令和4年12月県の要綱改正通知により、これまで補助の対象だった学童保育保護者負担補助は、県の一括交付金事業に変更され、本事業の対象外となりました。またこれまで実績額に対して75%の補助額という規定内容だったんですが、県の設けた基準額が事業額の50%の額のいずれか低いほうを補助額とするという規定内容となり、他の3事業、ファミサポ利用補助、塾料補助及び就学援助事業補助においても減額が生じ、差額分を減額補正しております。3節、細節101. 子ども・子育て支援事業112万7,000円の減額は、子育て支援センターの会計年度任用職員の退職等により事業費実績額の減及び医療保健課で実施しております妊婦出産包括支援事業の乳幼児家庭全戸訪問などが、新型コロナの影響により、訪問ができないなど事業の実績見込みによる減額です。細節104. 及び細節108. は、県の交付決定による減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

3目衛生費県補助金169万1,000円の減額は、細節101. 海岸漂着物対策事業費補助金の業務の入札残による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

4目農林水産業費県補助金1,402万7,000円の減額は、1節、細節135. さとうきび安定生産確立対策事業から細節188. 新規畑人資金支援事業まで、各事業の事業実績に伴う減額でございます。詳細は、歳出にて説明させていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 大城 篤君。

○ 農業委員会事務局長 大 城 篤 君

2農業委員会費補助金31万円の減額については、細節103. 機構集積支援事業補助金、交付決定による減額であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

6目土木費県補助金33万5,000円の減額につきましては、1節、細節101. 県空港管理事務移譲交付金の確定に基づく減額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

7目教育費県補助金495万5,000円の増額は、1節細節116. 伊江中学校教員宿舍整備工事において、県からの確定通知による計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

22ページをお願いします。17款3項1目総務費県委託金4万5,000円の減額です。2節徴税費委託金4万2,000円の減額は、個人県民税の賦課徴収に関する事務委託費で、実績に基づくものです。4節戸籍住民基本台帳費委託金3,000円の減額は、パスポート発行事務に係る委託金で窓口実績による減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

4目農林水産業費県委託金1節、細節102. さとうきび生産見込み調査事業9,000円の減額は、生産見込み事業JAへの委託実績に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

会計管理者 玉城睦美君。

○ 会計管理者 玉 城 睦 美 君

18款1項2目利子及び配当金28万円の減額は、3月末までの利息を見込んでの減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入24ページ、19款1項1目寄附金12万9,000円の計上は、一般寄附金2件分の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

4目教育費寄附金330万円の増額は、細節1. 伊江村人材育成会寄附金の実績見込みに基づく計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入25ページ、20款2項1目財政調整基金繰入金1億4,256万5,000円の減額につきましては、本補正予算の財源調整額として減額措置するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

11目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金237万6,000円の減額は、1節細節1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金の、水産振興基金事業において、事業の実績に伴う繰入金の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城 米 広 君

歳入26ページ、22款3項4目過年度収入65万1,000円の増額は、令和3年度事業の確定通知により追加交付となりましたので計上しております。6目雑入、184万3,000円の減額です。2節、細節119. 芳魂之塔供養金22万3,000円の増額は、お1人で30万円納める方がおりましたので、実績見込みにて増額計上しております。その他の細節につきましては、実績及び実績見込みにより減額補正しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

歳入27ページ、23款1項1目村債3,133万5,000円の減額となっております。1節過疎対策事業債550万円の減額、7節臨時財政対策債623万5,000円の減額、10節辺地対策事業債1,960万円の減額は、各細節の事業執行による事業費の確定によります起債充当額の減額でございます。

次に、歳出予算の説明に移らせていただきます。説明に入る前に、各款ごとの共通事項といたしまして、人件費、旅費、需用費、役務費等の事務費の実績に伴う減額補正につきましては、説明を割愛させていただきます。新規あるいは増額補正、または予算組替えなど、特段に説明を要する科目以外は各課長におきまして、予算説明を省略させていただきますので、御理解と御了承をお願いいたします。

それでは歳出1ページ、1款1項1目議会費234万9,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額計上でございます。

歳出2ページ、2款1項1目一般管理費2,424万9,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額ではございますが、3節、細節9. 宿日直手当9万円、7節、細節2. 村功労賞1万4,000円は不足でございますので、増額計上をお願いいたします。

歳出3ページ、11節、細節1. 通信運搬費9万1,000円は、庁舎の電話通話料及び郵便後納費に年度末までに不足が見込まれますので増額してございます。細節679. 移住定住促進住宅整備事業53万円は、建築確認申請に係る手数料及び土木の設計業務において、ボーリング調査等の数量の増加に伴い予算が不足してございますので、16節の公有財産購入費から11節、12節の細節679. へ組み替える措置を講じてございます。18節、細節1. 市町村総合事務組合負担金111万円の計上は、特別負担金に不足がございましたので、計上してございます。細節21. 地方バス運行対策補助金224万5,000円は、車両修繕費等に係る補助金等の増額計上でございます。2目文書広報費71万5,000円の減額は、事務事業の実績による減額でございます。

歳出4ページ、4目財産管理費1,306万4,000円の増額でございます。10節、細節5. 光熱水費142万5,000円は、現在B&G体育館にWi-Fiのアンテナが設置されておまして、その電源確保のため不足する電気料と併せて役場庁舎の電気料を計上してございます。11節、細節106. 不動産鑑定評価手数料19万1,000円は、鑑定手数料に不足がございましたので、増額計上をお願いいたします。24節、細節107. ちゅら島づくり応援基金積立金1,210万4,000円は、今後の基金事業に充当したく積み立てる措置を講じてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

会計管理者 玉城睦美君。

○ 会計管理者 玉 城 睦 美 君

戻りまして3目会計管理費252万6,000円の減額は、実績見込みによる減額ですが、その中で11節役務費230万円の減額は、令和3年度までは農協から各金融機関へ振り込みする際の手数料は一定額でしたが、令和4年度からは、農協から農協へ振込する場合は1件55円、農協から銀行へ振込する場合は1件275円の手数料を支払いしておりました。振込件数は当初予算計上時には3万円で見込んでおりましたが、約1万8,000件の実績見込みによる減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

5目企画費13万6,000円の計上でございます。2節給料から18節負担金補助金及び交付金まで実績見込みによる計上でございますが、12節、細節107. パークゴルフ場指定管理者委託料につきまして、実績により160万円の増額での計上となっております。パークゴルフ場の維持管理費については、指定管理委託料と入場料等の施設収入を充てておりますが、維持管理費に不足が生じておりますので、増額での補正となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

7目レク広場関連費2万1,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。12節委託料41万円の増額は、レク広場内のフクギ植栽委託に伴う13節使用料及び賃借料からの組替えでございます。内容は、フクギ高さ1.8メートルを14本、場所はショートコース、2番ホールと3番ホールの間に、現在フクギを植栽されておりますが、ところどころ空いているところへ今、補植の植栽の予定と聞いております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出6ページ、2款2項1目税務総務費344万6,000円の減額です。その中で11節役務費の細節1. 通信運搬費10万円の減額は、郵送代などの事務実績による減額。細節3. は、住民税申告に係るデータ入力作業を外業者に依頼しておりましたが、職員で対応できたことによる減額。細節4. は、税関係システムにおいて、突発的な対応によるシステム改修などがなかったための減額です。そのほかの科目については、事務実績や契約実績による減額です。

次の7ページをお願いします。2目、賦課徴収費53万5,000円の減額です。12節委託料3万5,000円の減額は、事務実績によるもの。22節、50万円の減額は、主に法人村民税の還付案件を想定し計上しておりますが、還付案件が想定より少なかったための減額です。

歳出8ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費108万7,000円の減額です。その中で12節委託料の細節101. 及び17節の細節101. 戸籍情報システム構築事業の減額は、システム改修委託や戸籍用スキャナー機器購入の契約実績に伴う減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出9ページをお願いいたします。2款4項1目選挙管理委員会費27万4,000円の減額、3目村議会議員選挙費12万9,000円の減額は、実績見込み並びに選挙事務費の実績に基づく減額でございます。

歳出10ページ、2款6項1目監査委員費22万円の減額。2款7項1目交通安全対策費5万3,000円の減額は、主に実績見込みによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳出12ページ、3款1項1目社会福祉総務費92万2,000円の減額は、実績見込みによる減額ですが、その

中で18節、細節132. シニアカー購入補助金29万5,000円の増額は、予算に不足が見込まれますので、新車2台分を計上しております。同じく18節、細節625. 20万6,000円の増額は、例年タクシー利用チケット申請が150人前後ですが、本年度は既に1月末時点で150人を超えており、実績見込みにより増額しております。19節、細節102. 及び細節103. は、障害者激励金の対象者が当初の想定人数より増えたことから不足分を増額計上しております。細節113. 障がい者等車両航送助成金34万円の減額は、新型コロナの影響により、村外の通院者が減ったことなどから、実績見込みにより減額計上をします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

2目国民年金事務費は5万円の減額です。3節、4節、次のページの8節から13節まで、人件費及び事務実績による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

3目民生委員費11万円の減額は、18節細節101. 民生委員活動助成金にて、新型コロナウイルスの影響を鑑み、民生委員へ依頼している敬老祝い金や障がい者激励金の配付を振り込みにて実施したことから、燃料代として計上していた11万円を減額補正しております。4目を飛ばしまして、5目戦跡保存費29万1,000円の減額は、11節、細節2. 広告料24万1,000円の減額は、これまで新聞の広告面に芳魂之塔平和祈願祭やLCT爆発事故被爆者慰霊祭の掲載について、掲載依頼をしておりましたが、今年度でLCT慰霊祭を伊江村の通信員を介して、地方面に開催する旨を掲載しましたので、広告料が発生しませんでした。よって実績に伴う減額補正であります。次年度以降も、できるかぎり経費のかからない方法で開催通知をしていきたいと思っております。細節4. 追加刻銘手数料5万円の減額につきまして、今年度追加1人の刻銘がありました。これで芳魂之塔での刻銘数は4,290人となります。実績により残額を減額します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

4目国民健康保険会計繰出金73万6,000円の減額です。国保会計における事務経費の実績見込みによる102万2,000円の減額と、今年度の11月に沖縄県が創設した事業で国保加入世帯で、小学校就学以降から、中学校卒業までの市町村の事業で医療費助成を実施した場合、国保会計の歳入において交付金が減額調整されておりますが、その分を一般会計から国保会計へ繰り出すことでその半額が補助される仕組みが創設されております。令和4年度は概算で28万6,000円を国保会計へ繰り出すことになっており、先ほどの事務費分と相殺して73万6,000円の減額計上となっております。続いて6目介護保険費472万4,000円の減額です。その中で7節、8節の細節270. の減額は、各種研修会や介護予防講座などの外部講師招聘に係る報償費や旅費などの開催経費として計上しておりましたが、コロナの影響により中止したための実績減であります。

次の14ページをお願いします。10節の細節269. 介護支援事業45万円の増額は、介護用品支給事業で介護度4以上の非課税世帯の高齢者を介護している家族に、紙おむつなどの消耗品などの購入に係る給付事業を行っておりますが、実績見込みによる増額でございます。12節委託料、細節113. は、透析患者に対する配食サービスで実績見込みによる8万円の減、細節269. 31万7,000円の減額で、ケアプラン作成委託料を包括支援センター保健師での対応により、各事業所への委託を減らしたための減額でございます。細節270. は35万3,000円の増額で、プロテックの通所サービスA、サービスC、配食サービスなどの実績見込みによる増

額です。計上時の想定より利用件数が多くなっているための増額でございます。18節の395万4,000円の減額のうち、細節105. の4万6,000円の増額は、個人に対する福祉車両の購入や改造費用に係る補助金で、今年度3件の申請実績により増額しております。細節107. 310万円の減額は、介護事業所に対しての車両購入補助金であります。当初予算計上時に事業所からの要望があり計上しておりましたが、2事業所より再検討の申し出があったため減額するものでございます。細節272. の90万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、事業所においてコロナウイルス感染が発生し、職員が不足する事態になった場合、各事業所間で職員派遣を行った際の協力費として計上しておりましたが、幸いにも職員を派遣する事態には至らなかったため減額するものです。続いて7目老人保護措置費17万3,000円の減額です。19節特別養護老人ホーム入所措置費は、措置解除による実績による減額であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

8目身体障害者福祉費123万円の減額は、実績見込みによる減額ですが、その中で19節、細節105. 地域生活支援給付費92万円の減額は、移動支援事業で受給者5人を想定しておりましたが、入院等により移動支援が必要なくなるなどによりまして、受給者は実績2人だったことから実績見込みによる減額です。

次の15ページ、2項1目児童福祉総務費1,004万5,000円の減額は、実績見込みによる減額です。その中で1節報酬、細節101. 102. とともに新型コロナの影響により開催は書面送付による開催だったことから、報酬が発生しませんでしたので皆減しております。7節報償費、細節102. 人材派遣報償費165万5,000円の減額は、今年度人材派遣会社の活用はせず、現状の保育士及び会計年度任用職員で工夫しながら、保育体制が確保できましたので、予算計上分を減額します。12節委託料77万円の増額は、新型コロナ対策のほか、インフルエンザ、アデノウイルス、RSウイルス、ノロウイルス、マイコプラズマ肺炎など、いろんな細菌やウイルスの対策として村立保育所2か所の抗ウイルス、抗菌処理を実施します。実際これまでウイルス感染が発生したとき、長引いていた感染症が保育所において減少しておりまして、抗菌処理の効果ではないかと思われれます。今後は、毎年度実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。13節、細節8. 借上料154万円の減額は、保育士職員の6人分の住居借上げとして計上しておりましたが、退職などもあり、5人分の借上げとなったことから、実績による減額です。18節、細節109. は、ファミリーサポートの待機児童支援分の利用者はおりませんでしたので、減額計上しております。細節114. 25万円の減額は、非課税の子育て世帯を対象に5万円を給付する事業で、実績が125世帯でした。実績に伴う残額を減額しております。細節550. は、非課税世帯を対象に世帯当たり10万円を支給する事業で、令和3年度及び令和3年度の繰越し及び令和4年度までの継続の事業であります。全体での実績は924世帯で、内訳は令和3年度766世帯、令和3年度の繰越しで134世帯、令和4年度で24世帯となっております。令和4年度当初56世帯分を計上しておりますので、残りの32世帯分320万円を減額します。

次の16ページをお願いします。2目児童措置費789万5,000円の減額は、実績見込みによる減額です。3目保育所費642万1,000円の減額は、実績見込みによる減額ですが、その中で18節、細節654. 地域型保育事業83万5,000円の増額は、小規模保育園の処遇改善特例事業による、加算分を増額計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出18ページをお願いします。3款3項3目後期高齢者医療費16万2,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計における事務実績による繰出金の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

歳出19ページ、4款1項1目保健衛生総務費67万4,000円の減額は人件費と実績見込みによる減額でございます。2目予防費1,055万7,000円の減額補正です。1節から8節まで、各事業の中止や縮小及び実績見込みによる減額でございます。その中で10節、細節10. 300万円の減額は、子宮頸がんワクチン接種及び小児の定期予防接種の当初見込みより減ったことによる減額でございます。

次の20ページをお願いします。12節委託料270万円の減額は、細節101. はインフルエンザワクチン接種の当初2,000人を見込んでおりましたが、実際1,579人の接種によるもので230万円の減額となっております。細節102. は医師会病院の検診委託料の改定による増額と受診者数の増加による135万円の増額となっております。細節604. は、検査数の減による145万円の減額でございます。13節、細節604. は、新型コロナの宿泊療養施設借上げに係る予算として実績による減額でございます。18節12万7,000円の減額は、細節103. 104. とも、当初の接種見込みより減によるものでございます。3目母子保健事業費150万4,000円の減額は、事業の縮小や中止による減額及び実績見込みによる減額ですが、12節の細節102. は当初35人を予定しておりましたが、25人となったための100万円の減額になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

4目環境衛生費269万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。その中で次の21ページ、10節需用費、細節2. 燃料費に関しましては、不足が生じたので1万5,000円の増額をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

6目診療所会計繰出金2,000万円の減額は、診療所会計予算において、診療手数料などの収入増による一般会計からの繰出金の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

7目ハブ対策費3万3,000円の減額は、実績による減額でございます。

歳出22ページをお願いします。2項1目清掃費57万3,000円の減額は、実績見込みによる減額でございますが、その中で11節役務費、細節5. 自動車損害保険料と、26節公課費、細節1. 車両重量税はごみ収集車用トレーラー2台の自動車損害保険料1万1,000円と、車両重量税1万4,000円の計上漏れでの増額となっております。2目E&Cセンター運営費421万3,000円の減額は、実績見込みによる減額でございますが、その中で10節需用費、細節1. 消耗品費43万8,000円の増額は、敷料袋代及び炉内点検清掃用防具服購入費に不足が生じたための増額、細節6. 修繕料の20万円の増額は、炉内用耐火れんが設置費用の計上と、細節10. 医薬材料費2万1,000円の増額は、予算に不足が生じたための増額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 大城 篤君。

○ 農業委員会事務局長 大 城 篤 君

24ページ、6款1項1目農業委員会費368万8,000円の減額となります。主な要因としては人事及び人件費

の減額であります。1節報酬、細節101. 農業委員報酬64万8,000円、細節104. 農地利用最適化推進委員報酬21万6,000円については、歳入で増額しました農地利用最適化交付金、農業委員農地利用最適化推進委員の活動実績による増額計上であります。細節105. から4節共済費までは人件費に伴う減額。8節旅費、細節1. 費用弁償から13節使用料及び賃借料についても、実績に伴う減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

2目農業総務費419万2,000円の減額であります。1節報酬から、次の25ページの26節公課費までは、全て人件費に関連するもの、事業事務費の実績に伴う減額であります。3目農業振興費、1節報酬からページめくりまして26ページ、11節役務費までの減額は、事業事務費等の実績に伴う減額です。12節委託料200万円の減額は、細節678. 地域おこし協力隊支援事業において、落花生の一時加工場、旧東江上公民館にて落花生の処理をしておりますが、その委託実績に基づく減額です。15節原材料費222万3,000円の減額の主な要因は、細節678. 地域おこし協力隊支援事業について、委託料の減額と同様に当初の買取り見込み量5トンに対して3.4トンの実績であったため減額しております。18節負担金補助金及び交付金、細節116. 農業共済事業普及推進補助金の25万7,000円の減額は、村内農家平張り等の農業施設への掛け金実績による減額でございます。細節683. 新規就農者発展支援事業750万円の減額は、今年度牛舎建設を予定していた新規就農者1人について、次年度令和5年度の新規事業である初期投資促進事業に事業メニューの変更をしたための今年度は減額でございます。細節684. 新規畑人資金支援事業250万円の増額は、49歳以下の認定新規就農農業者に対して、年間150万円の支援を3年間補助する事業ですが、今年度5人の予定があり、県からの交付決定の増額に基づくものであります。細節686. 伊江村肥料価格高騰緊急対策事業170万円の減額は、前年度から比較し、増加した肥料費に対する補助金であります。実績に基づく減額でございます。4目複合作物振興費26万3,000円の減額は、8節旅費から、次の27ページの18節負担金補助金及び交付金までは、各事務費の実績に伴う減額補正でございます。5目畜産業費263万9,000円の減額は、おおむね実績見込みに基づく減額ですが、特に14節工事請負費200万円の減額は、細節663. 食料安全保障確立対策事業交付金事業、伊江家畜競り市場の出入り口の車両消毒槽施設を改修工事をする事業ですが、入札残によるものです。細節106. 家畜排せつ物管理施設設置補助金は、新規で1件の申請がございましたので計上してございます。農地費1,270万5,000円の計上は、1節の報酬から次の28ページの16節公有財産購入費までは、おおむね実績見込みに基づく減額でございますが、18節の負担金補助金及び交付金の37万円の増額につきましては、次の29ページの、細節600. 県営かんがい排水事業（真謝・真西地区）534万9,000円の増額と、細節656. 県営かんがい排水事業（伊江西部）553万5,000円の増額は、県営事業の事業費に対して市町村負担率4.5%を負担するものですが、それぞれの県営事業費の増額が原因によるものでございます。

8目溜池建設費53万6,000円の減額は、溜池沈砂池土砂しゅんせつなどの使用料について、今年度は多面的支払い交付金などを有効活用したための減額でございます。10目堆肥センター運営費946万9,000円の減額は、1節報酬から12節委託料まで、人件費関連及び事業実績に基づく減額ですが、10節の需用費、細節6. 修繕料70万円の増額は、堆肥製造において利用する自走式スプレッダーのリアシャフト、トラクターのコンプレッサー等に修繕が必要となり計上しております。よろしくお祈いします。

次の30ページをお願いします。17節備品購入費846万2,000円の減額は、今年度一括交付金で発注しております自走式攪拌車両及び原料回収車2トン車が2台の入札実績に伴う減額です。いずれも3月中の納品を予定しております。26節公課費11万2,000円の減額は、先ほど説明しました一括交付金で発注している原料回収車両2台の新車登録時の重量税について、算定に誤りがあり不足が生ずるための補正でございます。

歳出31ページをお願いします。2項1目林業総務費20万8,000円の減額と、2目林業振興費41万9,000円の減額は、3節の職員手当から10節需用費まで、人件費関連及び事務費の実績に伴う減額です。

32ページをお願いします。水産業総務費31万5,000円の減額と、2目水産業振興費591万8,000円の減額は、3節職員手当から18節負担金補助金及び交付金まで、おおむね人件費及び事業実績に伴う減額ですが、特に負担金補助金及び交付金の細節185. 軽石被害緊急支援事業93万5,000円の減額は、36人の漁業者へ総額928万円の燃料代の補助をした実績に基づくものでございます。また、細節630. 伊江村水産振興事業337万6,000円の減額は、今年度は12人の漁業者及び伊江漁協が事業主体となる事業に対して補助をした実績に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

歳出33ページです。7款1項1目商工総務費745万7,000円の減額は、3節から13節まで人件費及び事務実績に伴う減額でございます。その中で10節需用費と12節委託料の細節446. 新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業につきましては、10節においてはタッチゅん商品券に係る印刷代の減額、12節においては本部港での検温が終了したことにより減額補正しております。2目商工振興費874万8,000円の減額です。各節にまたがる細節445. 669. 692. 693. につきましては、事務実績及びコロナにより、事業が実施できなかったことにより減額してございます。10節需用費、細節5. 光熱水費25万6,000円の計上は、年度末までに不足が見込まれることから、増額計上をお願いいたします。

歳出34ページでございます。12節委託料、細節544. は、入札残による減額、細節693. は、ハイビスカスの新商品開発に伴うデザイン作成を業者に委託する予定でございましたが、次年度以降に実施するため減額しております。13節から17節まで事務実績に伴う減額、18節、細節689. 202万6,000円の減額は、一括交付金において、タクシー経営に係る経費の一部を助成しておりましたが、実績に伴う減額補正となっております。26節公課費につきましては、ハイビスカス園にある軽トラックの自賠責保険に不足が見込まれることから1,000円増額しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時30分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

8款土木費。建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

歳出35ページをお願いします。8款1項1目土木総務費318万3,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。その中で、3節、細節4. 住居手当の18万円の増額は、職員1人、当初予算計上時点から住居を移転したことにより住居手当が月額1万5,000円増額になりましたことによる増額補正でございます。本来なら、途中の議会で補正すべきでありましたが、3月議会になりましたことをおわび申し上げます。2目特別事業対策費479万7,000円の減額は、12節、次の36ページ、14節、17節ともに事業執行の入札残による減額でございます。

歳出37ページをお願いします。2項1目道路維持費119万円の減額は、12節、細節101. は、実績見込みによる減額でございます。2目道路新設改良費1万4,000円の減額は、実績見込みによる減額でございますが、その中で12節委託料、細節471. 川平集落道14号道路整備事業は、実績による652万9,000円の減額、細節472. 川平農道線道路整備事業は、実施設計費の変更増額と分筆業務の追加による450万円の増額と、差し引き202万9,000円の減額となっております。14節工事請負費、細節471. 川平集落道14号道路整備事業252万9,000円

の増額は、12節実施設計入札残を工事請負費へ組替えでございませう。なお、川平農道線道路整備事業の実設計及び分筆業務と、川平集落道14号道路整備事業の工事費は、令和5年度へ繰越しすることとなっております。

38ページお願いします。3項1目住宅管理費の113万2,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。その中で13節使用料及び賃借料の細節3. パソコン等借上料5,000円の不足が生じたための増額でございます。2目住宅建設費131万3,000円の減額は、入札残による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出39ページ、8款4項1目空港管理費につきましては、補正額ゼロでございますが、財源内訳のとおり組替える措置を講じてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

歳出40ページお願いします。7項1目河川総務費187万8,000円の減額は、事業執行による入札残による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出41ページ、9款1項1目非常備消防費837万1,000円につきましては、各節とも事業実績によります減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

歳出42ページをお願いいたします。10款1項1目教育委員会費26万8,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。2目事務局費288万5,000円の減額は、実績見込みによる減額でございますが、そのうち43ページ、18節、細節10. 人材育成会補助金330万円の計上は、歳入と同じく寄附見込みによる増額でございます。

続いて歳出44ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費396万3,000円の減額は、全て実績見込みによる減額でございます。2目教育振興費67万1,000円の減額は45ページまで実績見込みによる減額でございます。

続きまして、歳出46ページ、3項中学校費、1目学校管理費228万3,000円の減額は、実績見込みによる減額でございますが、2節給料と11節役務費で予算の不足が見込まれますので、計上をよろしくをお願いいたします。2目教育振興費48万2,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。3目学校建設費700万円の減額は、47ページまで、伊江中学校教員宿舍整備工事の完了実績に伴う減額でございます。

48ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費378万6,000円の減額は、おおむね実績見込みによる減額でございますが、3節、細節7. 超勤手当38万5,000円の増額は、西幼稚園において教諭が1人不足の状態があり、追加臨任を検討しておりましたが、それもかなわず2人体制で年度末まで業務を執行する上で、現在頑張っている教諭2人の超勤手当に不足が生じるための計上でございます。4節共済費、細節2. 負担金につきましては、予算に不足が見込まれるための計上でございます。

49ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費300万4,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。そのうち細節494. グローバル人材育成事業、細節549. 伊江村青少年健全育成事業、細節115. 海外子弟交流事業におきましては、コロナ禍等により事業実施が行えず減額措置となっております。2目公民館費138万2,000円の減額は、50ページまで実績見込みによる減額でございます。

50ページをお願いいたします。3目文化財保護費735万1,000円の減額は、51ページまでおおむね、実績見込みによる減額でございますが、そのうち細節537. 一括交付金事業を活用した復帰50周年記念事業の実績において、細節を合計して546万円の減額となっております。その主な要因としましては、委託料において51万円の減額となり、当初イベント等を企画しておりましたが、その計画の見直しによる減額が主な理由となっております。復帰50周年記念事業の取組として、1つ目に5月に開催しました復帰50周年の写真展、2つ目に、小学校の学習発表会において、伊江小学校6年生が「復帰男」の古堅宗憲さんを、西小学校の6年生が「沖縄の太陽」黒田操子（みさこ）さんを題材にした本土復帰に貢献した方々の当時を学び、平和学習を発表しました。3つ目に伊江中学校において、観光親善大使のAn I yさんと伊江中学校全校生徒で共同制作をした記念曲「未来節」を製作し、合唱コンクールにおいて、An I yさんとともに全校生徒で合唱をいたしました。4つ目に戦後から伊江島の方言、調査研究に御尽力をいただいている生塩（おしお）先生、そして黒田操子さんの当時を振り返るインタビューを行いました。こういった事業の取組において、委託業務において映像記録として残すための委託業務を行っております。

52ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費11万8,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。2目体育施設費5,843万6,000円の減額は、細節654. 総合運動公園整備事業、サブグラウンド施設のブルペン等の建築工事については、今年度計画しておりましたが、令和5年度に実施をするものの減額となっており、12節委託料と14節工事請負費で合計、5,515万4,000円の減額が主な要因となっております。細節652. 総合運動公園整備事業（屋内体育施設）につきましては、総合体育館の落成式等による実績により細節合計で288万円の減額となっております。

53ページをお願いいたします。3目学校給食費621万8,000円の減額は、細節300. 共同調理場備品購入事業において調整交付金を活用し、給食配送車の購入事業の完了による細節合計で405万5,000円の減額が主な要因でございます。また、11節細節5. の1万円と13節細節3. の1万7,000円につきましては、予算に不足が見込まれますので増額計上をお願いいたします。4目多目的屋内運動場管理費40万1,000円の減額。

54ページの5目野球場管理費3万2,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出55ページ、13款2項1目船舶会計補助金、補正額はゼロでございますが、財源内訳のとおり新型コロナ地方創生臨時交付金の充当によります財源組替えを行っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

歳出56ページ、13款3項1目過年度支出金17万6,000円の計上は、22節、細節201. 令和3年度の新型コロナワクチン接種事業及び自殺対策強化事業の確定による返還分でございます。

以上、議案第9号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごと質疑を許します。1款村税。1ページから4ページ。

進行します。2款地方譲与税。5ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款利子割交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款県民税配当割市町村交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。5款県民税株式等譲渡所得割市町村交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款法人事業税交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款地方消費税交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。8款ゴルフ場利用税交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。9款環境性能割交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款国有提供施設等所在市町村交付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。14款分担金及び負担金。〔「進行」の声あり〕

進行します。15款使用料及び手数料。〔「進行」の声あり〕

進行します。16款国庫支出金。17ページから19ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。17款県支出金。〔「進行」の声あり〕

進行します。18款財産収入。〔「進行」の声あり〕

進行します。19款寄附金。〔「進行」の声あり〕

進行します。20款繰入金。〔「進行」の声あり〕

進行します。22款諸収入。〔「進行」の声あり〕

進行します。23款村債。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。1款議会費。〔「進行」の声あり〕

進行します。2款総務費。2ページから11ページまで。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議 員

歳出8ページ、2款3項1目、細節201. 個人番号カード交付促進事業について伺います。先ほど、歳入のところで申請加入率が71%ということで説明がありました。県内でも多いほうかなと思いますが、このナンバーカードの利用方法について伺います。カードについては口座とか住基関係、それから健康保険ですか。そこのひも付けられるということを知っていますが、その利用方法の中で住基関係はどういったところに利用できるのか。それから健康保険の件とひも付けてできるということを知っていますが、診療所でもそういった活用ができるのかどうか。2点お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

マイナンバーカードの利用方法についてでございます。先ほど並里議員おっしゃられたように健康保険証への移行、令和6年にはまた免許証への一体化になります。今はマイナポイントの事業ということで、公金の登録でしたり、健康保険証としての登録をすると、それぞれポイントがつくという事業が5月末まで開始されておりますけれども、それとほかにマイナンバーカードを自体を利用してのサービスの利用ということだと思います。今現在でも利用できる内容としましては、コンビニ交付と各市町村の窓口での広域交付がマイナンバーカードを利用しての取得ができます。住民票ですとか戸籍の取得ができます。主にコンビニに関しては、県内41市町村中、市では11市、町では5の町です。村では読谷村と北中城村の2村が今、コンビニ対応ができる市町村になっております。北部管内では、コンビニ対応しているところは今のところ名護市の

みになっています。コンビニで取れる各種証明書も各市町村でばらばらなところもあるんですけども、おむね住民票ですとか、印鑑証明、各種税への証明、現在戸籍、御本人の現在戸籍という形で取れるようになっております。読谷村と北中城村は、住民票関係とか、各種税証明まで取れる形になっていて、戸籍は取れないような状況になっています。コンビニですので、夜間ですとか休日でも取れる状況になって、利便性の向上が図れるという状況になっております。コンビニでも24時間ではなくて、11時までということになっている状況です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

マイナンバーと健康保険証のひも付けの件ですけども、今現在診療所でもこのマイナンバーを読み取る機械、ICカードに読み取り機ですけども、それも今設置してテスト運用中ございまして、4月からの本格運用をしていきたいと思っております。当分の間はこのマイナンバーカード、または健康保険証の両方を使えることとなります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

マイナンバーカードを申請して、多くの人に利用していただきたいんですが、先ほど住民課長がおっしゃったコンビニでの利用というのは、今後若い世代とかの方々にも気軽にというか。特に離島である伊江村は、土日とかに本島に出たりしたときに本島でも取れるというような利便性も今後あるのかと思います。ただ、北部では名護市だけしかやっていないということではあります、村とかでやらない要因というのは何かあるんですか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

コンビニに導入するにあたりまして、やはり行政経費というのがランニングコストがかかるというのも要因でございます。名護市とかは規模が村とは違いますが、導入経費で名護市の場合、約1,200万円近くかかっているというのと、年間のランニングコストで約700万円近くかかっている。人口規模が違いますので、そこら辺一概には言えないんですけども、そういったものがかかっています。この1件当たりの証明書の発行手数料ということで、コンビニの事業者にも1件当たり117円という形の手数をコンビニのほうに払っているというような状況で、通常の証明書1件200円なので、その半分ぐらいが市町村の手数料にはなるんですけども、それ以上のランニングコストの面も考えられるのがまず1点目でございます。

それと当初、導入しているところに伺ったんですけども、やはり導入しても例えば本籍地が伊江村、現住所が村外の方でコンビニで取ろうとする場合には、すぐ取れるわけではなくて、またこれを利用するための利用者登録というのが必要になってくるそうです。そういった面で初めて取ろうとする方々のこの市町村への問い合わせのほうが多くて、また市町村の担当のほうも実際このそばについて見ているわけではないので、操作方法とかトラブルがあったときの対処法で、導入当初は負担が大きかったのかなという面もございます。また村の場合は、役場含めてコンビニ、基本的には住民票ですとか、そういったものは村民の利用回数が多いというのもあるんですけども、そういった面も考慮して今のところは導入を見送っているところではあるんですけども、並里議員がおっしゃるように利便性の向上も考えて検討していきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議 員

両方便利にやってほしいのは重々ですが、課長がおっしゃったようないろんな課題があるというのは理解しました。私たちの申請を進められて「いいことだな」と思ってこういう申請をしたら、また様々ないろんな手続等もあるということも伺って、ぜひこういったところも含めて、村民に周知できるようなことを今後検討していただきながら、また財政的に非常に厳しいところが出てくるというのもわかりましたし、村民にわかりやすいようなことを検討していけたらと思います。今後、検討をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2款、ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款民生費。12ページから18ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款衛生費。19ページから23ページ。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款農林水産業費。24ページから32ページ。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款商工費。33ページから34ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。8款土木費。35ページから40ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。9款消防費。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款教育費。42ページから54ページ。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議 員

歳出50ページをお願いします。3目の文化財保護費の中で細節537。復帰50周年記念事業、先ほど教育行政課長の説明の中で、これまでやった実績の説明と、さらにこれをビデオとおっしゃったのか覚えていないんですが、映像を残していくという説明だったかと思いますが、その完成するのはいつ頃か。それと完成した後、どのように販売するのか。そういうことを考えられているのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

完成の時期につきましては、3月中そろそろ納品ということで担当から聞いております。このできたものをどうするかというような活用方法につきましては当然、学習発表会、中学校の合唱コンクールの映像につきましては、それぞれそれに関わった児童生徒の皆さんに、これは委託事業外ですけれども、この映像制作会社が記念に残すということで、子供たちにお1人ずつに配布するというので、その量を成果品として納めてくれるというようなことで伺っております。その他の記録映像に関しては、皆さんに見ていただくため後世につないでいくためにこの取組を残しておりますので、販売というのは今後検討させていただくこととして、様々な場面で教育なり、皆さんに見ていただく機会を設けてお披露目したいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款諸支出金。55ページから56ページ。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第8号）を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。したがって議案第9号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

（散会時刻15時18分）